



2011・国際森林年



国民の森林・国有林

担当：近畿中国森林管理局 企画調整室長 近藤  
連絡先：大阪市北区天満橋1-8-75  
TEL 050-3160-5682（企画調整室）  
メールアドレス kc\_kikaku@rinya.maff.go.jp  
ホームページ <http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/>

平成23年4月27日

## 森林・林業の再生に向けて ～平成23年度近畿中国森林管理局重点取組～

近畿中国森林管理局は、民有林の関係者との一層の連携を図りつつ、地球温暖化防止や生物多様性の保全をはじめとする国民のニーズに応えた多様で活力ある森林の整備や木材の安定供給に積極的に取り組みます。

特に、平成21年12月に策定された「森林・林業再生プラン」及び平成22年11月に取りまとめられた「森林・林業の再生に向けた改革の姿」を踏まえ、森林・林業の再生に向けて、搬出間伐・路網整備の加速化、森林共同施業団地の推進、准フォレスター等の人材育成、木材の安定供給等に取り組みます。

また、平成23年は国連が定めた「国際森林年」であることから、各種イベント等を国際森林年記念として実施するなど、その趣旨を踏まえて、地域からの信頼、国民の幅広い理解と支援を得るよう努め、開かれた「国民の森林」の実現に向けて局・署等が一体となって取り組みます。



2011・国際森林年

平成23年（2011年）は、国連が定めた国際森林年（the International Year of Forests）です。国際森林年は、世界中の森林の持続可能な経営保全の重要性に対する認識を高めることを目的としています。

### ＜国際森林年の国内テーマ＞

「森を歩く」

【サブテーマ】～未来に向かって日本の森を活かそう～

【サブテーマ】～森林・林業再生元年～



## 1 計画的な木材供給の推進

森林・林業の再生に向け、間伐材等の安定供給と利用拡大を推進することとし、システム販売及び販売委託に取り組みます。また、京都議定書の森林吸収量目標の達成に向けて、間伐をはじめとする森林整備を積極的に推進します。

### ○搬出間伐への率先した取組の推進

・「森林・林業再生プラン」における木材自給率50%以上の目標達成に向けて、間伐材等の安定供給を図るため、搬出間伐に積極的に取り組みます。

平成23年度は、7,686haの間伐を実施し、847千m<sup>3</sup>の収穫量を予定しています。

〔全署（所）で実施予定〕

・「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札（複数年契約（総合評価落札方式））を導入して、効率的な間伐・路網整備に取り組みます。

〔岡山署で実施予定〕

### ○安定供給のためのシステム販売等の推進

・間伐材等の安定供給と利用拡大を図るため、企画競争により選定した製材工場等に対し安定的に販売する「システム販売」を推進します。

〔福井・三重・滋賀・京都大阪・兵庫・奈良・和歌山・鳥取・島根・岡山・広島北部・広島署（所）で実施予定〕



【販売委託の状況】

・木材市場等への販売委託材については、市況動向を把握し、より高値となるよう効果的な販売に努めます。〔全署（所）で実施予定〕

### ○地球温暖化防止対策の推進・間伐等の重点的な推進

・京都議定書の第1約束期間（平成20～24年）における森林吸収量目標である1,300万炭素トンの達成に向けて、間伐等をはじめとする森林整備を積極的に推進します。

〔全署（所）で実施予定〕



【列状間伐による森林整備】

## 2 森林施業の効率化・共通化等の取組

森林・林業の再生に向けて、民有林と連携して適切な森林整備と森林資源の有効活用を促進するため、地方公共団体等と森林整備協定を締結し、森林共同施業団地の設定による民有林と国有林が一体となった路網整備等を効率的に推進します。路網の整備については、林業専用道及び森林作業道による整備を積極的に推進します。また、歴史・文化的景観に配慮した地域における取組や木の文化継承等に貢献するための取組に努めます。

### ○民有林と連携した森林共同施業団地の設定

- ・国有林と隣接する民有林の所有者と森林整備協定を結び、森林共同施業団地を設定し、民有林と国有林が一体となって路網の整備や高性能林業機械を活用した効率的な森林整備を実施します。

〔平成22年度までに三重・京都大阪・兵庫・奈良・和歌山・島根・岡山・広島北部・広島・鳥取署（所）で36箇所設定済み〕



【広島県内における協定締結調印】

### ○林業専用道・森林作業道の整備の推進

- ・路網の整備については、平成22年度に策定された作設指針に基づき、林業専用道及び森林作業道による整備を積極的に推進します。

〔全署（所）で実施予定〕



【路網整備の推進】

### ○歴史を未来へつなぐ森林づくり

- ・世界文化遺産の所在する京都、奈良、紀伊山地、宮島の国有林において、「世界文化遺産貢献の森林」を設定しています。これらの森林において、木造文化財等の修復に必要な資材（檜皮など）の供給、木造文化財等との一体となった景観の保全に努めます。

〔京都大阪・奈良・和歌山・広島署（所）で実施予定〕



【清水寺と高台寺山国有林】



### 3 林業技術の開発・普及・啓発、林業事業体の育成

森林・林業の再生に向けて、国有林のフィールド・技術力を活かし、准フォレスターや林業専用道技術者等の育成に取り組むとともに、准フォレスターを配置して民有林行政への支援に取り組みます。また、民有林と連携した技術開発に取り組むとともに、低コストな森林整備等の現地検討会の実施等に積極的に取り組みます。さらに、林業の担い手を確保するため、事業の安定的発注に努めるとともに、研修に必要なフィールドを提供します。

#### ○准フォレスター等の人材育成と民有林行政への支援

- ・国有林のフィールド・技術力を活用して、国、府県職員等を対象とした准フォレスター研修と林業専用道技術者研修を実施し、市町村等を指導・助言ができる人材の育成に取り組みます。〔森林技術センターで実施予定〕
- ・准フォレスター研修を受講した職員3名程度を准フォレスターとして署等に配置し、府県の准フォレスターと連携しながら、市町村の民有林行政への支援に取り組みます。  
〔管内3箇所程度の署（所）で実施予定〕

#### ○低コスト造林への取組

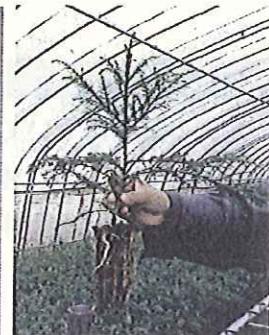
- ・セラミック苗やコンテナ苗を使った植え付け作業の省力化による低コスト造林の現地検討会を、民有林関係者の参加を得て実施します。

〔岡山署・山口所で実施予定〕

※セラミック苗・コンテナ苗の特徴：植え付け作業が簡単で、1日当たりの植栽本数が多いこと等



【セラミック苗】



【コンテナ苗】

#### ○路網作設オペレーターなど事業体の育成

- ・列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで高効率な作業システムの普及・定着を促進するため、林業事業体等の参加を得て現地検討会を実施します。また、事業の発注に当たっては、各種情報の提供や優れた事業体が適正に評価される仕組みを通じて林業事業体の育成に取り組みます。〔現地検討会を広島署で実施予定〕



【現地検討会の様子】

#### ○搬出間伐促進のための林業技術開発

- ・地域の搬出間伐率を倍増するため、定性間伐と列状間伐を組み合わせた施業方法を確立し、民有林・国有林ともに活用できる搬出間伐マニュアルの作成に取り組みます。  
〔森林技術センターで実施予定〕

## 4 安全・安心への取組

近年の局地的な豪雨の頻発や地震による大規模な山地災害の発生を踏まえ、地域と連携した減災対策など「犠牲者ゼロ」に向けた効果的・効率的な治山対策を推進し、地域の安全・安心の確保を図ります。

### ○民有林・地域と連携した治山対策の推進

- ・崩壊、落石などによる山地災害のおそれがある地域において、治山施設の設置による減災対策と併せて、現地における地域住民への説明会を実施し、山地災害に対する意識を高めるよう取り組みます。

〔京都大阪所・和歌山署・山口所で実施予定〕



【地元住民への現地説明】

- ・森林火災により立木が焼失して、むき出しとなった山腹斜面からの土石の流出等による下流への災害を防止するため、森林回復の対策に取り組みます。

〔岡山署で実施予定〕



【森林火災により被災した箇所の回復】

### ○間伐材等木材利用の推進

- ・森林土木事業の実施に当たっては、「新農林水産省木材利用推進計画」に基づき、土木構造物の資材や型枠等に間伐材などを利用した工法を適用するなど、木材利用を推進します。

〔全署（所）で実施予定〕



【間伐材を活用した山腹工】

## 5 生物多様性保全に配慮した取組の推進

平成23年が「国連生物多様性の10年」の最初の年であることを踏まえ、原生的な森林生態系や貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保全・管理を図るとともに、人工林において間伐、複層林化、針広混交林化による多様で健全な森林の整備・保全に努めます。また、野生鳥獣の保護管理と森林への被害対策を一体的かつ効率的に進めます。

### ○「緑の回廊」における野生鳥獣との共生を目指した森づくり

- ・保護林を連結し、野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流を可能とする「緑の回廊」を、白山山系、越美山地、東中国山地に設定しています。これらの「緑の回廊」において、動植物の観察会やモニタリング調査等を実施するとともに、ワークショップの開催等に取り組み、民有林と国有林が連携した共生の森づくりを進めます。〔石川・福井・鳥取・兵庫署で実施予定〕

### ○野生鳥獣による被害森林の保護・再生事業の推進

- ・ニホンジカの増加などにより、森林の衰退が進行している三重県と奈良県の県境の大台ヶ原地域の大杉谷国有林において、関係者の連携により、森林の再生及び保全のための取組を実施します。

〔箕面森林環境保全ふれあいセンター及び三重署で実施予定〕

- また、カワウによる被害が拡大している琵琶湖岸の伊崎国有林の被害森林の再生を推進します。

〔滋賀署で実施予定〕

- ・近年、カシノナガキクイムシの被害が拡大していることから、積極的な防除を実施します。

〔京都大阪・鳥取・広島署（所）で実施予定〕



【大台ヶ原のシカの状況】



【グリーンサポートスタッフによる巡回活動】

### ○グリーンサポートスタッフによる巡回等

- ・来訪者が増加・集中する世界遺産周辺や百名山等の植生荒廃等を防止するため、グリーンサポートスタッフ（森林保護員）による巡回や来訪者への普及・啓発活動を実施します。

〔石川・福井・三重・京都大阪・奈良・和歌山・鳥取署（所）で実施予定〕

### ○オオクワガタの棲める森づくり

- ・広葉樹の育成や菊炭づくり体験等を通じ、多様性豊かな里山の再生と生物多様性の向上を目指す「箕面体験学習の森」において、ヒノキ・スギ林からコナラなどの落葉広葉樹への転換により、「オオクワガタの棲める森づくり」を目指します。

〔箕面森林環境保全ふれあいセンターで実施予定〕



## 6 上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等

平成23年が国連が定める「国際森林年」であることを踏まえ、森林づくりに関する心を寄せる多くの市民や企業などが気軽に活動に参加できるよう多様な取組を推進するとともに、未来を担う子ども達が、森林・林業に関する理解を深め、自らの生きる力を育むことにもつながる森林環境教育に積極的に取り組みます。

また、地域や市民団体との共催によるふれあいイベントの開催やNPOや企業等による森づくり活動の支援に取り組みます。

### ○森林ふれあいイベントの取組

・開かれた「<sup>もり</sup>国民の森林」の実現に向けて実施するイベントについて、多くの市民や企業などの参加を得て、「国際森林年」記念の「ふれあいイベント」として取り組みます。

(主な実施予定イベント)

- ・水都おおさか森林の市<sup>2011</sup>
- ・グループ対抗里山デジカメ選手権

[森林管理局・箕面森林環境保全ふれあいセンターで実施予定]



### ○森林ボランティア活動の支援

・「ふれあいの森」、「遊々の森」等の国有林のフィールドを森林ボランティアの活動の場として提供することにより、森づくりに関わるNPO等の活動を支援します。

[全署（所）で実施予定]



【水都おおさか森林の市2010】

### ○「法人の森林」を活用したCSR活動の支援等

・「法人の森林」の設定や企業とNPOとの協働による森林づくりなど、国有林のフィールド提供を通じ、企業の森林づくり（CSR活動）への参加を積極的に支援します。

[企業からの要望に応じて実施予定]

・「国際森林年」であることを踏まえ、国際森林年記念分収造林の設定に取り組みます。

[和歌山署で実施予定]



【法人の森林を活用した森林整備】

# 森林・林業基本政策検討委員会 森林最終取りまとめ（骨子）

## 森林・林業再生に向けた国有林の貢献

# 森林・林業基本政策検討委員会の最終とりまとめの骨子（平成22年11月）

## 改革の方向

1. 森林計画制度の見直し
2. 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備
3. 低コスト化に向けた路網整備等の加速化
4. 担い手となる林業事業体の育成
5. 国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立
6. フォレスター等の人材の育成

新成長戦略  
21の国家戦略プロジェクト

PDCAサイクルによる検証  
改革内容の改善

- ・計画的な森林施業の定着
- ・集約化と路網整備の進展による低コスト
- ・作業システムの確立



持続的な森林経営の確立  
国産材の安定供給体制の構築

10年後の木材自給率50%以上

森林の多面的機能の発揮、雇用創出、山村地域の活性化、低炭素社会構築への寄与

# 森林・林業の再生に向けた改革の姿(イメージ)

## 森林計画制度の見直し

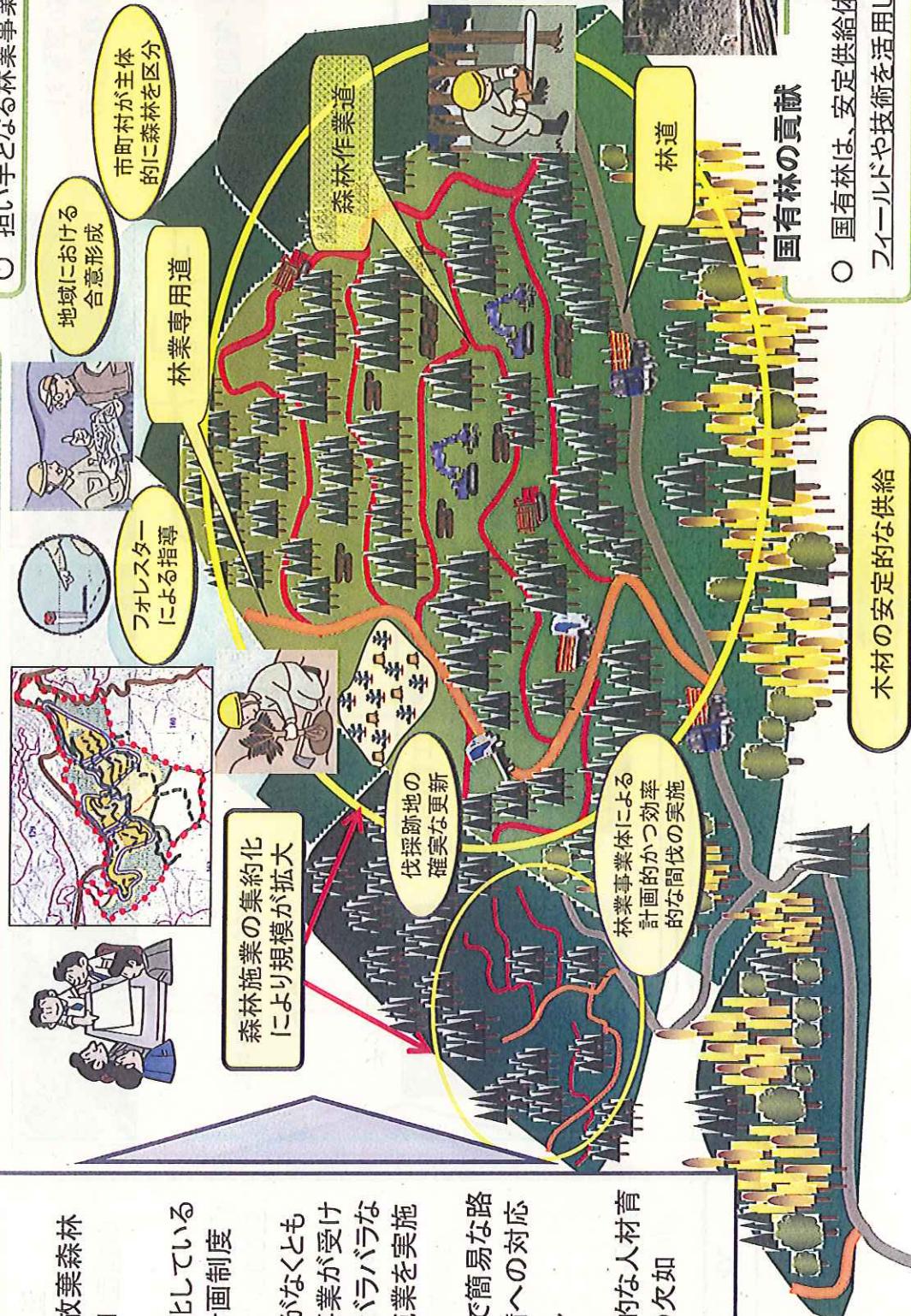
- 森林計画制度の見直しによる適正な施業の確保
- 森林管理・環境保全直接支払制度による集約化推進

## 路網整備・人材育成

- 文夫で簡易な路網整備の加速化
- フオレススターなど必要な人材の育成
- 担い手となる林業事業体の育成

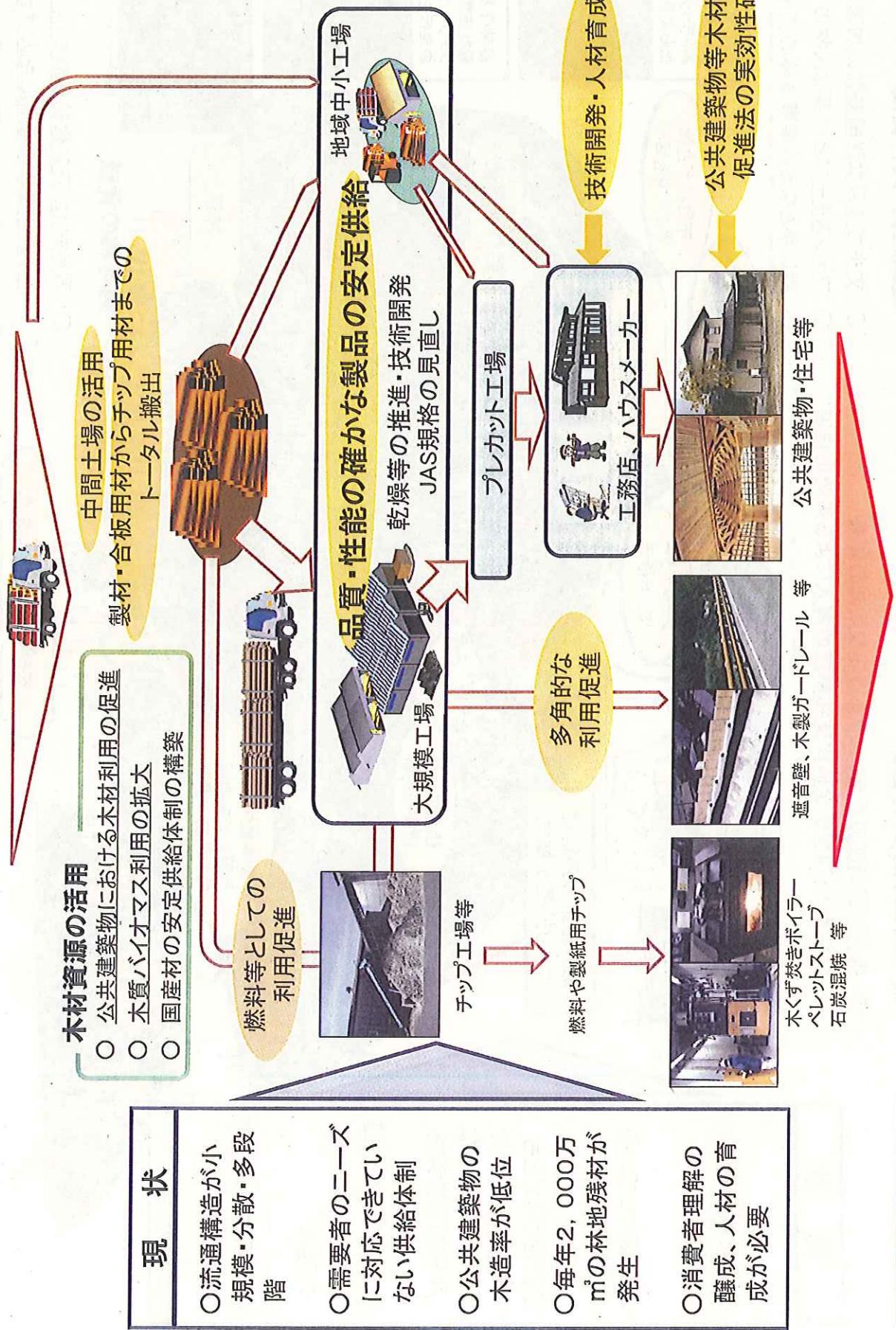


- 国有林は、安定供給体制づくり、研修フィールドや技術を活用した人材育成を推進



## 現状

- 施業放棄森林の増加
- 形骸化している森林計画制度
- 計画がなくとも補助事業が受けられ、バラバラな森林施業を実施
- 文夫で簡易な路網整備への対応の遅れ
- 計画的な人材育成の欠如



# 森林・林業再生に向けた国有林の貢献

- 国民共通の財産である国有林については、公益的機能の発揮に対する国民の要請に応えるとともに、森林資源を有効に活用しつつ、適切かつ効率的な運営を推進。
- 森林・林業再生プランの推進、着実な森林整備により山側の附加価値を向上させ、生産される木材の販売収入によって、債務を一般会計に承継することなく長期的に返済していく。
- 森林・林業再生プランの推進のため、国有林の有する組織、フィールド、資源、技術力を十全に活用し、地域の森林・林業を支援する役割を果たしていく。
- 今後の国有林のあり方については、民間と競合する国営企業としてではなく、地球温暖化防止などの政策を安定的に実施できるよう、特別会計事業仕分けの結果を踏まえ、具体的な検討を進めること。

## 改革の内容

### ○低コスト作業の確立

### ○施業集約化の推進

- ・ 民有林と国有林が一体となった効率的な路網整備や間伐等の取り組みを推進



森林共同施業団地

地域の方々を対象とした説明会

- 担い手の育成
- フォレスター制度の創設
- 人材育成体制の構築
- 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大
- 質・量ともに輸入材に対する効率的な加工・流通体制の整備

### ○事業仕分け(H22.10.30)

### 参考 伴組みのあり方(主 体・区分経理)

- ・ 特別会計は一部廃止し一般会計に統合、負債返済部分は区分経理を維持

### 参考 財産・負債のあり方 (負債)

- ・ 技本的見直し  
(負債は区分経理)

## 森林・林業の再生



離島での民国連携による  
間伐材の島外出荷

# 森林法の一部を改正する法律の概要

平成23年4月  
林野庁

## 「森林・林業再生プラン」を法制面で具体化

森林所有者がその「責務」を果たし、森林の有する公益的機能が十全に発揮されるよう措置。

## I 政府原案の概要

### (1) 所有者が不明の場合を含む適正な森林施業の確保

- ① 他人の土地について路網等の設置が必要な場合、土地所有者等が不明でも使用権の設定を可能にするため、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等により、手続を進められるよう措置する。
- ② 森林所有者が、早急に間伐が必要な森林（要間伐森林）の間伐を行わない場合に、所有者が不明であっても、行政の裁定により施業代行者が間伐を行うことができるようするなど制度を拡充する。

### (2) 無届伐採が行われた場合の造林命令の新設

無届による伐採について、森林所有者のいかんを問わず、災害発生等の防止に必要な伐採後の造林を行わせるための命令を、新たに発出できるよう措置する。

### (3) 森林計画制度の見直し

森林所有者等が作成する現行の森林施業計画を森林経営計画に改め、

- ① 集約化を前提に、路網の整備等を含めた実効性のある計画とする
- ② 森林所有者のほか、その委託を受けて長期・継続的に森林経営を行う者（森林組合等）が計画を作成することとする

等の改正を行う。

## II 国会における修正の概要

### (1) 森林の土地の所有者となった旨の届出

新たに森林の土地の所有者となった者に届出義務を課すこととする。

### (2) 無届伐採が行われた場合の伐採の中止命令の新設

無届による伐採について、造林命令のみならず、伐採の中止命令を発出できることとする。

## III 施行期日

平成24年4月1日。ただし、

- ・ 森林に立入調査できる者の拡大等については、公布日に、
- ・ 上記I (1) ①の措置については、公布後3か月以内に、  
それぞれ施行。

## 森林・林業基本計画の変更について

### 1. 趣旨

森林・林業基本計画(以下「基本計画」という。)は、森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)第11条の規定に基づき、森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に向け、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、おおむね5年ごとに見直すこととされている。

このため、平成18年9月に閣議決定された現行の基本計画を変更するものである。

### 2. 内容

基本計画には、施策についての基本的な方針、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標、森林及び林業に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めることとされており、その主な内容は、以下のとおり。

#### 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

- ① 適切な森林施業の確保、施業集約化の推進、路網の整備、人材の育成など森林・林業再生プランの実現に向けた取組を推進するとともに、地球温暖化対策や生物多様性保全への対応、山村の振興等を推進。
- ② 東日本大震災からの復興に向けて、海岸部の保安林の再生、住宅・公共施設の再建に必要な木材の安定供給、木質バイオマス資源の活用による環境負荷の少ない新しいまちづくりを推進。

#### 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

森林所有者等による森林の整備及び保全、林業・木材産業等の事業活動等の指針とするため、「森林の有する多面的機能の発揮」と「林産物の供給及び利用」の目標を設定。

- ① 「森林の有する多面的機能の発揮」の目標については、木材等生産機能の発揮が特に期待される育成単層林を整備するなど森林資源の循環利用を図るとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため自然条件等を踏まえつつ育成複層林への誘導を推進することとし、5年後(平成27年)、10年後(平成32年)、20年後(平成42年)の目標とする森林の状態を提示。
- ② 「林産物の供給及び利用」の目標については、10年後(平成32年)における総需要量を7,800万m<sup>3</sup>と見通し、国産材の供給量及び利用量の目標として3,900万m<sup>3</sup>を提示。総需要量に占める国産材の割合は50%の見込み。

## **森林及び林業に関する、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策**

### **1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策**

面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様な森林への誘導、生物多様性の保全等を推進。

- ① 実効性の高い森林計画制度の普及・定着
- ② 適切な森林施業の確保
- ③ 路網整備の推進
- ④ 多様な森林への誘導と森林における生物多様性の保全
- ⑤ 地球温暖化防止策及び適応策の推進
- ⑥ 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進
- ⑦ 野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進
- ⑧ 森林を支える山村の振興

### **2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策**

森林経営計画の作成とこれに基づく効率的な施業の実行、意欲ある者への長期的な施業の委託、フォレスターなど森林・林業に必要な人材の育成等を推進。

- ① 効率的かつ安定的な林業経営の育成
- ② 施業集約化等の推進
- ③ 低コストで効率的な作業システムの整備・普及及び定着
- ④ フォレスター・現場技能者等人材の育成

### **3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策**

効率的な加工・流通体制の整備、住宅の木造・木質化や公共建築物等の需要拡大による木材利用の拡大を推進。

- ① 原木の安定供給体制の整備
- ② 加工・流通体制の整備
- ③ 木材利用の拡大(公共建築物、住宅、土木用資材、木質バイオマスの利用等)
- ④ 木材等の輸出促進
- ⑤ 東日本大震災からの復興に向けた木材等の活用
- ⑥ 消費者等の理解の醸成

### **4 国有林野の管理及び経営に関する施策**

公益重視の管理経営を一層推進するとともに、国有林野の組織・技術力・資源を活用して、林業技術の開発普及、人材育成をはじめとした民有林へのサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献。

## **森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項**

官民一体となった施策の総合的な推進、国民視点に立った施策決定の実現等。

# 森林・林業基本計画(案)の構成

## 第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

- (1) 前基本計画策定後の推移等を踏まえた取組の推進
- (2) 森林・林業再生プランの推進
- (3) 地球温暖化対策、生物多様性保全への対応
- (4) 国内外の木材需給を踏まえた対応
- (5) 我が国経済の回復に向けた模索と山村の振興
- (6) 東日本大震災からの復興に向けた取組

## 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

### 基本的な考え方

森林及び林業に関する施策を推進していく上で、森林所有者等による森林の整備及び保全、林業・木材産業等の事業活動や林産物の消費に関する指針としての役割

### 森林の有する多面的機能の発揮

- ・木材等生産機能の発揮が特に期待される育成単層林を整備するなど森林資源の循環利用を図るとともに、公益的機能の一層の発揮を図るために育成複層林への誘導を推進
- ・平成32年における総需要量の見通しは7,800万m<sup>3</sup>。国産材の供給量及び利用量の目標は3,900万m<sup>3</sup>。総需要量に占める国産材の割合は50%の見込み

## 第3 森林及び林業に関する施策についての講ずべき施策

- |                           |                            |                       |
|---------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策    | 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策      | 3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策 |
| ○面的なまとまりをもつた森林経営の確立       | ○望ましい林業構造の確立               | ○効率的な加工・流通体制の整備       |
| ・実効性の高い森林計画制度の普及・定着       | ・効率的かつ安定的な林業経営の育成          | ・原木の安定供給体制の整備         |
| ・適切な森林施業の確保               | ・施業集約化等の推進                 | ・加工・流通体制の整備           |
| ○路網整備の推進                  | ・低コストで効率的な作業システムの整備・普及及び定着 | ○木材利用の拡大              |
| ○多様な森林への誘導と森林における生物多様性の保全 | ○人材の育成・確保等                 | ・公共建築物等               |
| ○地球温暖化防止策及び適応策の推進         | ・フォレスター・現場技能者等人材の育成        | ・木質バイオマスの利用           |
| ○国土の保全等の推進                |                            | ○消費者等の理解の醸成           |
| ・保安林の適切な指定・管理、効果的な治山事業の推進 |                            |                       |
| ○森林を支える山村の振興              |                            |                       |

### 国有林野の管理及び経営に関する施策

## 第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

# 第1 森林及び林業に関する施策についての基本の方針

## 基本的な考え方

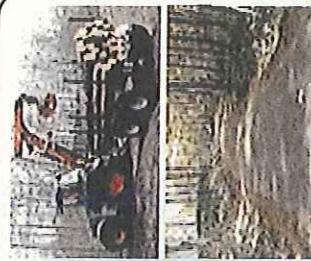
- 森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展を実現し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るため、森林及び林業をめぐる状況等を踏まえた政策の対応方向を明確化

### 前基本計画策定後の推移

- 間伐等の森林整備が進展。平成21年の国産材の供給量(利用量)は1,830万m<sup>3</sup>、総需要量に占める割合(木材自給率)は28.2%。
- 解決すべき課題は多数。
- ・無秩序な伐採や造林未済地の発生、里山林の放置や野生鳥獣による森林被害など生物多様性の低下が懸念
- ・施業集約化、路網整備、機械化等が不十分であり、林業産出額・林業所得が減少傾向で推移
- ・木材の安定的な供給体制の整備が不十分
- ・未利用間伐材等が年間約2,000万tが発生

### 森林・林業再生プランの策定

- 森林・林業再生プランの実現に向けた目標や施策を明確化
- ・森林計画制度の見直し、適切な森林施業の確保、路網整備の加速化、林業事業体・人材の育成、国産材の需要拡大と効率的な加工・流通体制の確立
- ・森林の多面的機能の持続的発揮、雇用の創出による山村地域の振興、環境負荷の少ない社会の構築



- 地球温暖化対策、生物多様性保全への対応
  - ・京都議定書の目標の達成はもとより、低炭素社会の構築に向け、森林吸収量の確保、排出削減を推進
  - ・森林における生物多様性の保全の方針などを明確化
- 国内外の木材需給を踏まえた対応
  - ・住宅など建築用材の需要拡大に加え、公共建築物等の木造化、木質バイオマスの利用拡大等を推進
  - ・木材製品の輸出拡大に向けた取組を推進
- 我が国経済の回復に向けた摸索と山村の振興
  - ・山村地域の主要産業である林業の再生を通じ、山村地域の雇用の創出、我が国経済の回復に貢献
- 東日本大震災からの復興に向けた取組
  - ・森林・林業の再生を図り、森林資源を活かした環境負荷の少ないまちづくりに貢献



### 森林・林業再生プランの策定

- 平成21年12月、10年後の木材自給率50%以上を目指す「森林・林業再生プラン」が策定・公表。
- その実現に向けた新たな森林・林業政策が提言。

### 東日本大震災の発生

- 平成23年3月11日、東日本大震災が発生。東北地方を中心に入命や財産に未曾有の被害。森林・林業関係でも、海岸部の保安林の被災、木材加工施設の損壊などの被害。



## 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

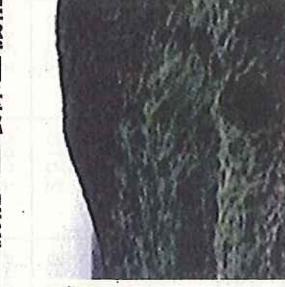
### (1) 基本的な考え方

- 森林及び林業に関する施策を推進していく上で、森林所有者等による森林の整備及び保全、林業・木材産業等の事業活動や林産物の消費に関する指針としての役割

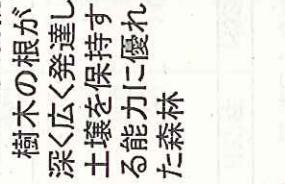
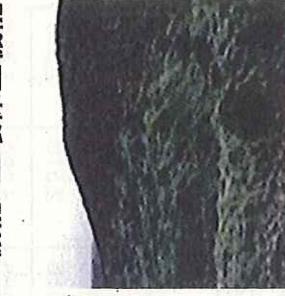
### (2) 森林の機能と望ましい姿

- 日本学術会議答申(平成13年11月)では、森林の機能を8つに分類。このうち、属地性のある機能について、望ましい森林の姿を提示。  
○「生物多様性保全機能」は、一定の面的な広がりにおいて、様々な生育段階や樹種から構成される森林が、關係しながら発揮される機能であることから、原生的な森林生態系など属地性のあるものについてのみ望ましい姿を提示。
- 「地球環境保全機能」は、二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であるため、区域設定の対象とはしない。
- 地域においては、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、森林の整備・保全を推進。

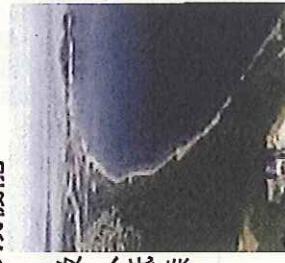
#### ○水源涵養機能



#### ○山地災害防止機能／土壌保全機能



#### ○快適環境形成機能

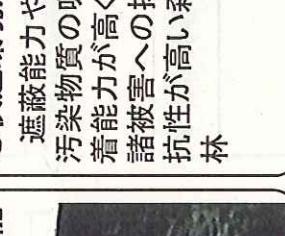


#### ○保健・レクリエーション機能

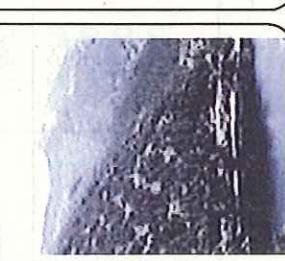
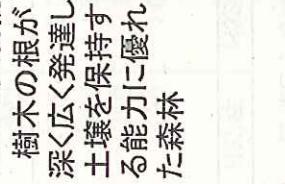


身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理される森林

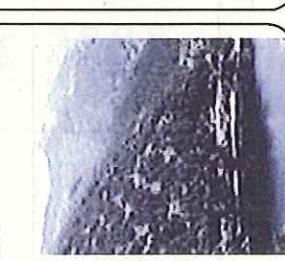
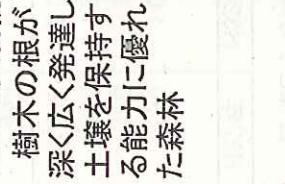
#### ○生物多様性保全機能



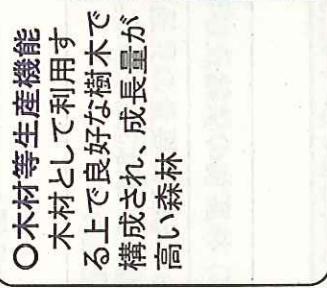
#### ○木材等生産機能



#### ○文化機能



#### ○史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観等を構成している森林



## 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

### (3) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

・木材等生産機能の発揮が特に期待される育成単層林を整備するなど森林資源の循環利用を図るとともに、公益的機能の一層の発揮を図るために自然条件等を踏まえつつ育成複層林への誘導を推進

### <森林の有する多面的機能の発揮に関する目標>

	H22年 (現況)	目標とする森林の状態			指向 状態 (参考)
		H27年	H32年	H42年	
森林面積(万ha)		1,030	1,020	1,000	660
育成単層林	100	120	140	200	680
育成複層林	1,380	1,360	1,350	1,310	1,170
天然生林	2,510	2,510	2,510	2,510	2,510
合計					
総蓄積(百万m <sup>3</sup> )	4,690	4,930	5,200	5,380	5,450
ha当たり蓄積(m <sup>3</sup> /ha)	187	196	207	214	217
成長量(百万m <sup>3</sup> /年)	74	68	61	55	54
ha当たり成長量(m <sup>3</sup> /ha年)	2.9	2.7	2.4	2.2	2.1

### (参考)森林の区分別の内訳

育成単層林	(万ha)	育成複層林	(万ha)	天然生林	(万ha)
木材等生産機能の発揮が特に期待されるなど育成単層林として整備される森林	660	350	20	主に天然力により健全性が確保され公益的機能の発揮のため天然生林として維持される森林	1,150
公益的機能の一層の発揮のため自然条件等を踏まえて育成複層林に誘導される森林	350	20	20	各種機能の発揮のため維持される公益的機能の発揮のため天然生林として育成複層林に誘導される森林	230
公益的機能の発揮のため伐採が強度に規制されているなど天然生林に規制されている森林	20	20	20	注1: 森林面積は、10万ha単位で四捨五入している。	
合計	18	28	39	注2: パルプ・チップ用材は、主に製紙用に利用されてきたが、平成32年の利用量の目標のうち、6百万m <sup>3</sup> はパニティカルボード等木質系材料としての利用や木質バイオマス発電等エネルギー源としての利用を見込んでいる。	

注1: 森林面積は、10万ha単位で四捨五入している。

注2: パルプ・チップ用材は、主に製紙用に利用されてきたが、平成32年の利用量の目標のうち、6百万m<sup>3</sup>はパニティカルボード等木質系材料としての利用や木質バイオマス発電等エネルギー源としての利用を見込んでいる。

注3: 「その他」とは、いいたけ原木、薪炭用材等である。

### (4) 林産物の供給及び利用に関する目標

・平成32年における総需要量の見通しは7,800万m<sup>3</sup>。国産材の供給量及び利用量の目標は3,900万m<sup>3</sup>。総需要量に占める国産材の割合は50%の見込み

(単位: 百万m<sup>3</sup>)

	木材供給量 (実績)	H27年 (目標)		H32年 (目標)	H42年 (参考)
		H21年 (実績)	H27年 (目標)		
木材供給量	18	28	39	50	

<木材供給量の目標>  
(単位: 百万m<sup>3</sup>)

用途区分	木材の用途別利用量の目標と総需要量の見通し>			総需要量 (見通し) (H32年)
	H21年 (実績)	H27年 (目標)	H32年 (目標)	
製材用材	11	14	19	26
バルブ・チップ用材	5	9	15	29
合板用材	2	4	5	8
その他	1	1	1	2
合計	18	28	39	72
				78

注1: 用途別の利用量は、百万m<sup>3</sup>単位で四捨五入している。

2: パルプ・チップ用材は、主に製紙用に利用されてきたが、平成32年の利用量の目標のうち、6百万m<sup>3</sup>はパニティカルボード等木質系材料としての利用や木質バイオマス発電等エネルギー源としての利用を見込んでいる。

3: 「その他」とは、いいたけ原木、薪炭用材等である。

### 第3 森林及び林業に關し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策

#### 主な施策

- 面的なまとまりをもつた森林経営の確立
  - 実効性の高い森林計画制度の普及・定着
  - 適切な森林施業の確保
  - 森林関連情報の収集・提供の推進
  - 路網整備の推進
- 多様で健全な森林への誘導
  - 多様な森林への誘導と森林による生物多様性の保全
  - 公的な関与による森林整備、優良種苗の確保等
- 國土の保全等の推進
  - 保安林の適切な指定・管理の推進
  - 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進
  - 松くい虫等の病害虫防除対策等
  - 野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進

#### 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策



### 第3 森林及び林业に關し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

## 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

### 主な施策

#### ・効率的かつ安定的な林业経営の育成

- 森林經營計画の作成の推進、低コストで効率的な施業の実行
- 意欲ある者への長期的な施業の委託の推進
- 森林組合と民間事業体のイコードertztingの確保
- 森林事業体を登録・評価する仕組みの導入

#### ・施業集約化等の推進

- 提案型施業の普及・定着
- 森林情報の収集、境界の確認、森林所有者との合意形成等の諸活動に対する支援

#### 地域における合意形成



#### ・人材の育成・確保等

- フォレスター、森林施業プランナー、現場技能者を戦略的に育成
- 就用管理の改善、労働安全衛生の向上

#### フォレスターによる指導



#### ・低コストで効率的な作業システムの整備等

- 路網の整備、高性能林业機械の導入
- 国内外の先進林业機械の評価・分析と改良、伐採木の大径化等に対応する林业機械の開発

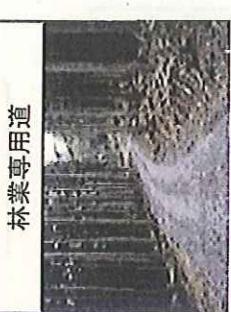
#### 効率的な林业事業体の育成



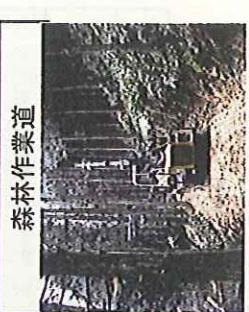
#### ・新たな高性能林业機械の開発



#### 路網の整備



#### 森林作業道



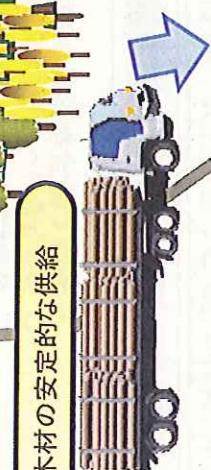
#### 林業専用道



#### 民有林・国有林共同施業団地



#### 施業集約化による搬出間伐の推進



#### 木材の安定的な供給



### 第3 森林及び林業に關し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

#### 3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

##### 主な施策

###### ・効率的な加工・流通体制の整備

- 原木の安定供給体制の整備
- 工場の大規模化、複数工場の連携による生産の効率化など木材加工・流通体制の整備

###### 木材の安定的な供給

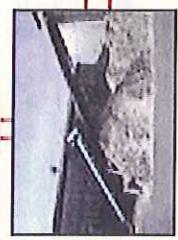
製材・合板用材からチップ用材までのトータル搬出



###### 中間市場や集出荷施設の整備



###### チップ等としての燃料等利用促進



###### ・木材利用の拡大

- 公共建築物、住宅、土木用資材等
- 木質バイオマスの利用
- 木材等の輸出促進



中国でのPR活動

###### 多角的な利用促進

燃料や製紙用チップ

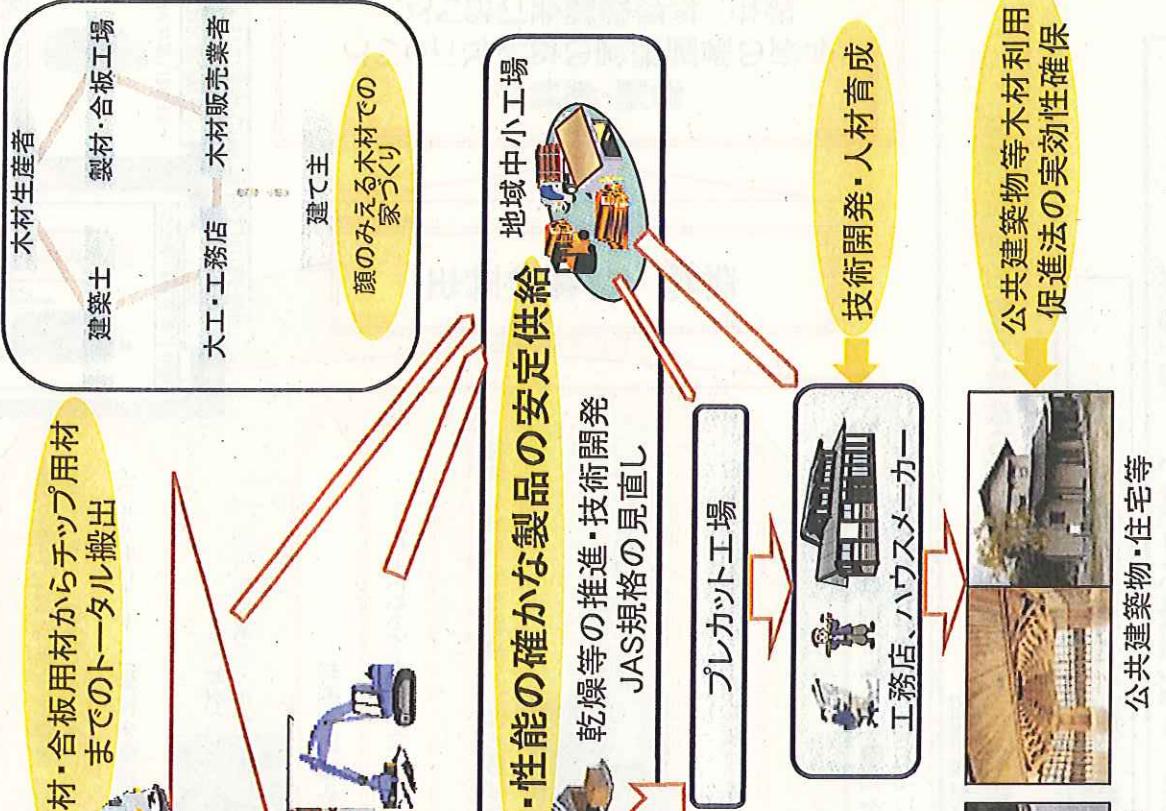
###### ・消費者等の理解の醸成



木育(木づかい運動)

##### 川上～川下のマッチング・安定的取引

##### 「見える化」の推進



### 第3 森林及び林業に関する施策

#### 4 国有林野の管理及び経営に関する施策

- ・公益重視の管理経営を一層推進
- ・組織・技術力・資源力を活用して、林業技術の開発普及、人材育成など民有林への指導やサポートなど我が国が國の森林・林業の再生に貢献
- ・そのために債務を区分経理した上で、組織・事業の全てを一般会計に移行することを検討

◎ 国有林は、我が國の森林の3割を占め、国民から様々な機能の發揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から我が責任をもつて一体的に管理することとともに、多様な森林づくりなど、より一層公益重視の管理経営を推進

##### 国有林支援の内容

○広範に低コスト作業を確立する条件整備

○施業集約化の推進

○担い手となる林業事業体の育成  
○持続的な森林経営を担う森林組合改革、林業事業体の育成

○人材育成

○フォレスター制度の創設

○人材育成体制の構築

○国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大

○質・量ともに輸入材に対抗できる効率的な加工・流通体制の整備

### 森林・林業の再生

現在、林政審議会において、  
今後の管理経営のあり方について  
審議・検討中



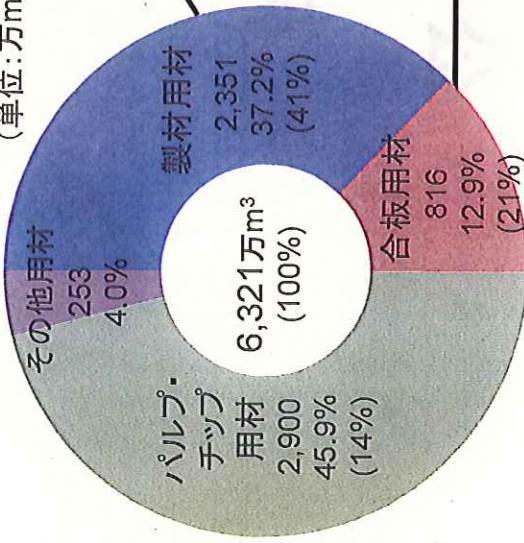
# 木材利用の促進につい<sup>て</sup> 公共建築物等における

## 木材需要に占める建築用材の位置づけ

- 国内の新設住宅の5割強は木造であり、住宅建築の動向は木材需要に大きく影響。
- 木材の各用途に占める建築用材の割合の合計は約4割で、需要拡大の余地が大きい。

H21木材(用材)需給量

丸太換算材積  
(単位:万m<sup>3</sup>)



### ○ 各用材毎の建築用材の割合

( )内は全体に占める割合

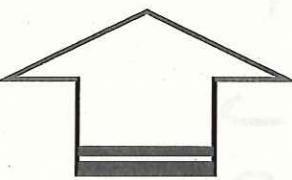


総需要量の約4割

(参考) 建築以外の木材の用途  
製紙、土木(型枠、土止め板、仮設用  
資材)、梱包用資材、家具など

( )内は自給率

建築用木材の  
需要拡大が  
木材全体の  
需要拡大に  
大きく寄与



(参考) 国産材に限定した場合

製材用材 1,024万m<sup>3</sup>の82% (48%)  
合板用材 198万m<sup>3</sup>の58% (7%)  
総需要量 (1,758万m<sup>3</sup>) の約55%  
(48%+7% = 55%)

## 公共建築物の木造化の現状

	新築・増築・改築に 係る床面積の合計 (万m <sup>2</sup> )	うち、木造のもの の床面積の合計 (万m <sup>2</sup> )	木造率(%)
建築物全体※	15,139	5,467	36
公共建築物  (国、地方公共団体、 民間事業者が整備す る学校、老人ホーム、 病院等の建築物)	1,479	111	7.5
うち低層の建築物	608	111	

※住宅を含む。

(注1)床面積の合計は、農林水産省において試算したものである。

(注2)木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)が木造のものである。

資料:建築着工統計(平成20年度)

## 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の概要



### 木材利用促進のための支援措置の整備

#### ＜法律による措置＞

- 公共建築物に適した木材を供給するための施設整備等の計画を農林水産大臣が認定
- 認定を受けた計画に従つて行う取組に對して、林業・木材改善資金の特例等を措置

#### ＜木造技術基準の整備＞

- 本法律の制定を受けて、官庁営繕基準について木造建築物に係る技術基準を整備
- 整備後は地方公共団体へ積極的に周知

#### ＜予算による支援＞

- 品質・性能の確かな木材製品を供給するための木材加工施設等の整備への支援
- 展示効果やシンボル性の高い木造公共建築物の整備等を支援等

### 具体的・効果的に木材利用の拡大を促進

〔・公共建築物における木材利用拡大（直接的効果）・一般建築物における木材利用の促進（波及効果）〕

### 併せて、公共建築物以外における木材利用も促進

〔・住宅、公共施設に係る工作物における木材利用・木質バイオマスの製品・エネルギー利用〕

### 林業・木材産業の活性化と森林の適正な整備・保全の推進、木材自給率の向上

# 建築物の規模による制限

## ◎ 大規模の建築物的主要構造部

大規模建築物の防火のための構造制限には面積制限（建築基準法第21条第2項）と高さ制限（建築基準法第21条第1項）があります。高さ13m以下かつ9m以下で延べ面積が3,000m<sup>2</sup>以下であれば防火のための構造の制限はありません。

高さ、軒高	階数	耐火建築物
13m、9m超	4～	①1時間準耐火の措置等
	3	①1時間準耐火の措置等
	2	又は ②30分の加熱に耐える措置等
	1	木造が可能
13m、9m以下		3,000m <sup>2</sup>

※ 都市部における防火地域や準防火地域等においては、異なる延べ面積等の基準が適用される。

本法のターゲットである低層とは  
→耐火建築物が求められない  
建築物の範囲のこと

庁舎・職員宿舎  
それ以外の建築物

これら建築物の範囲において  
木造化を推進

※ 一定の延べ面積以上の官庁施設、2階に居室等がある老人ホーム、保育所などでは2階以下でも耐火建築物が求められる場合もある。

※ 木造化ができない場合であっても、全ての公共建築物において内装等の木材利用を推進

- 【耐火建築物のイメージ】 通常の火災が終了するまで倒壊や延焼を防止する性能を有する建築物  
【準耐火建築物のイメージ】 通常の火災による延焼を抑制する性能を有する建築物

## ○ 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針①

### ○ 公共建築物における木材利用の促進の意義

#### 現状

木造率(7.5%)が低く、潜在的需要拡大が期待

#### 意義

- 木の良さを実感する機会を幅広く提供可
- 公共建築物での木材利用の取組状況等の情報発信により、木材の特性・利用の意義について国民の理解を醸成

#### 効果

公共建築物の木材利用の拡大という直接効果に加え、住宅等の建築物、工作物、木製品、エネルギー利用の拡大という波及効果を期待

#### 基本的方向

非木造化を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換  
公共建築物については可能な限り木造化、又は内装等の木質化を図る

## ○ 木材の利用を促進すべき公共建築物

国又は地方公共団体が整備する全ての建築物

民間事業者等が整備する施設

- － 学校
- － 老人ホーム、保育所、福祉ホームなどの社会福祉施設
- － 病院又は診療所
- － 体育館、水泳場などの運動施設
- － 図書館、青年の家などの社会教育施設
- － 鉄道の駅など公共交通機関の旅客施設
- － 高速道路サービスエリア等の休憩所

## ○ 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針③

### ○ 積極的に木造化を促進する公共建築物

#### 低層の建築物

— 建築基準法等において、耐火建築物とすること等が求められないものの

#### 留意事項

木造と非木造の混構造の採用も積極的に検討

#### 対象外

災害応急対策活動に必要な施設等

※1 3階建ての木造の学校、延べ面積3,000m<sup>2</sup>を超える建築物に係る規制の見直しに係る公共建築物についても、積極的に木造化を促進

※2 建築基準法等において耐火建築物とすること等が求められる公共建築物であっても、技術開発の推進やコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化に努める

## 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針④

### ○ 国の目標

#### 木造化

一 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する**低層の公共建築物は原則としてすべて木造化を図る**

#### 木質化

一 **高層・低層に問わらず**、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心**に、内装等の木質化を促進**

#### 備品等

一 机等の備品、コピー用紙等の消耗品の利用を促進

#### バイオマス

一 公共建築物に暖房器具やボイラーを設置する場合、**木質バイオマス燃料の導入に努める**

#### 調達木材

一 グリーン購入法基本方針に基づき、原則として**全て間伐材又は合法木材を調達**

## ○ 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針⑤

### ○ コスト面での考慮事項

#### 次の3点を総合的に判断しつつ、木材利用を推進

- ① 部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により、維持管理コストの低減を図る
- ② 建設コストのみならず維持管理、解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討
- ③ 利用者のニーズや木材の利用による附加価値等も考慮

- ・ 備品や消耗品につしても、購入コストや、木材利用の意義・効果を総合的に判断
- ・ 木質バイオマスを燃料とする暖房器具・ボイラーの導入に当たっては、導入・燃料調達・維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮

## 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針⑥

### ○ 地方公共団体の役割(求められるもの)

#### 都道府県方針・市町村方針の作成

－学校教育・社会福祉教育等関連政策との調和・連携  
広域的視点に立った木材の効率的・安定的供給体制の整備  
森林の適正な整備の推進  
民間事業者に対する公共建築物への木材利用を呼びかけ  
目標は可能な限り具体的に

#### 都道府県と市町村相互の連携

－木材の調達について情報提供するなど、木材の利用に取り組みやすい  
体制整備

#### 林業従事者・木材製造業者等との連携

## 建築基準法その他の法令に基づく基準の概要

「――」：各省独自の設置基準

4階建て以上	耐火	耐火	耐火	耐火	準耐火以下	病院・診療所
	耐火	耐火	耐火	耐火	準耐火以下	特別養護老人ホーム
	耐火	準耐火	耐火	準耐火以下	準耐火以下	幼稚園・保育所
	耐火	準耐火	耐火 延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 超	準耐火以下	準耐火以下	学校
3階建て	耐火	準耐火	耐火 [2階に保育室等を設ける場合] 幼稚園	準耐火以下	準耐火以下	国の庁舎 公務員宿舎
	耐火	準耐火	耐火 [2階に保育室等を設ける場合] 幼稚園	準耐火以下	準耐火以下	
2階建て	耐火	準耐火 以下	耐火 延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 超	準耐火以下	準耐火以下	
	耐火	準耐火 以下	耐火 延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 超	準耐火以下	準耐火以下	
1階建て	耐火	準耐火 以下	耐火 延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 超	準耐火以下	準耐火以下	

注：上記のほか、階数に問わらず、延べ面積3,000m<sup>2</sup>超の場合や、防火・準防火地域に指定された場合で一定面積超の場合等に耐火建築物等とする必要がある。

プレスリリース

平成23年7月13日

近畿中国森林管理局  
森林技術センター

## 日本型フォレスター育成に向けた研修開講について（お知らせ）

近畿中国森林管理局では、森林・林業再生プランの本格的な実行に欠かせない森林・林業に関する技術者等を計画的に育成することにしています。

この度、局管内の府県職員及び国有林野職員を対象に、岡山県新見市にある森林技術センターを研修拠点として准フォレスター研修等を開始します。

### 1. 経緯

農林水産省は、一昨年12月、今後10年間を目指して我が国の森林・林業を再生するための指針として、「森林・林業再生プラン」を策定しました。この再生プランのポイントは、森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保するため、施業の集約化、路網整備の加速化を行い、戦後造成され充実しつつある森林資源の有効利用を通じた持続的な森林経営と国産材の安定供給体制を構築し、10年後の木材自給率50%以上を目指すことにあります。

また、昨年11月に公表された「森林・林業の再生に向けた改革の姿」の中では、森林・林業を再生させるためには、地域の自然的・社会経済的条件を踏まえ長期的な視点に立って現在の森林資源をどのように利用・保全していくかということについてしっかりと構想を立てる必要があること、この構想の検討・実現に向けて森林所有者をはじめとする地域の森林・林業関係者の間で合意形成を図り、その上で取組を進めることが重要であるとしています。

このため、各地域において、こうした取組を具体的に進めるため、森林法に基づき市町村長がたてる市町村森林整備計画を地域の森づくりのマスタープランとして位置付け、長期的視点にたった森づくりの構想に基づいて、森林・林業の再生を図っていくこととしました。しかしながら、森林・林業に関する専門的な知識をもった職員が配置されている市町村は多くはなく、このような取組を進めていくためには、森林・林業に関する専門知識・技術等に一定の資質を有した人材が市町村の森林・林業行政を支援することが必要です。

これを担う人材として「日本型フォレスター」制度を創設することとなりました。

### 2. 概要

林野庁では、将来のフォレスターや林業専用道技術者の育成を図るため、国有林のフィールド及び技術力を活用し、全国7ブロックにおいて研修を実施することとしています。

近畿中国森林管理局では、7月25日（月）、森林技術センター（岡山県新見市）を研修拠点として、准フォレスター研修等をスタートさせます。

7月25日（月）の研修の開始に当たり、開講式を実施いたします。

### 3 本年度の研修予定

#### (1) 准フォレスター研修

実施回数：3回（前期・後期実施）、計6週

研修人員：1回研修当たり概ね30名

#### (2) 林業専用道技術者研修

実施回数：4回、計4週

研修人員：1回研修当たり概ね40名

### 4 研修開催場所及び開講式

#### (1) 新見商工会議所（及び国有林のフィールド）

新見市高尾2475-7 TEL 0867-72-2139 FAX 0867-72-0347

#### (2) 開講式（及びオリエンテーション）

日 時：7月25日（月） 12時45分～13時15分

場 所：新見商工会議所

### 5 准フォレスター研修参加者（近畿中国森林管理局ブロック）

次の府県の技術系職員及び近畿中国森林管理局職員

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

### 6 取材・傍聴等の取扱い

会場の都合上、取材及び傍聴を希望される場合は、7月22日（金）までに担当までご連絡下さい。取材・撮影等については、開講式の妨げとならないよう配慮願います。

#### ＜お問い合わせ先＞

近畿中国森林管理局 計画部 森林技術センター 担当：藤原

〒718-0003 岡山県新見市高尾786-1

TEL 0867-72-2165 FAX 0867-72-2464

計画部 指導普及課 担当：才本

〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号

TEL 050-3160-6753 FAX 06-6881-3564